



平成26年2月28日

各 位

会 社 名 株式会社リンコーコーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 坪 井 鈴 児
(コード番号 9355 東証第二部)
お問合せ先 取 締 役 吉 川 英 夫
(TEL. 025 - 245 - 4113)

当社子会社における「役員等責任査定決定」後の経過について

当社の連結子会社である臨港商事株式会社における「役員等責任査定決定」の申立てにつきましては、平成23年6月17日付「当社子会社における「役員等責任査定決定」の申立てについて」及び平成24年3月30日付「当社子会社における「役員等責任査定決定」の申立結果について」でお知らせして参りましたが、これまでの経緯を踏まえ、その後の経過について下記お知らせいたします。

記

1. 役員等責任査定決定

(1) 申立ての経緯等

当社の連結子会社である臨港商事株式会社は、現在、会社法に基づく特別清算の手続に入っておりますが、同社の元役員らの善管注意義務及び忠実義務違反の行為（在任中、不適切な経理処理及び資金流出を行った結果、同社に多大な損害を与えた行為）が明らかとなったことから、これらの行為について同元役員らの損害賠償責任を実効的かつ迅速に追及するため、平成23年6月14日、役員等責任査定決定（会社法第545条第1項）の申立を新潟地方裁判所に対して行いました。

(2) 決定のあった裁判所及び同年月日

新潟地方裁判所 平成24年3月28日

(3) 決定の要旨

被申立人である臨港商事株式会社の元役員らが連帯して負担する損害賠償の額を、申立人である臨港商事株式会社の請求の額及びこれに対する同申立の送達日から支払済みまで年5分の割合による金員と査定する。

2. 役員等責任査定決定に対する異議の訴え

(1) 元役員らによる異議の訴え

役員等責任査定決定は、当社子会社の申立内容がほぼ全面的に認容される決定がなされましたが、元役員らにより、平成24年4月27日、役員等責任査定決定に対する異議の訴え（会社法第858条第1項）が新潟地方裁判所に提起されました。

(2) 異議の訴えについての判決のあった裁判所及び同年月日

新潟地方裁判所 平成26年2月7日

(3) 異議の訴えについての判決の要旨

新潟地方裁判所が平成24年3月28日に決定した役員等責任査定決定の査定結果を取り消す。

3. 控訴申立て

臨港商事株式会社は、新潟地方裁判所が平成26年2月7日に言い渡した、元役員らによる異議の訴えについての判決を不服として、平成26年2月24日、東京高等裁判所に控訴の申立をいたしました。

4. 今後の見通し

現時点では、今後の経過及び結果が当社の連結業績に与える影響は不明です。また、臨港商事株式会社の清算の結了時期についても未定です。

今後の経過あるいは結果により、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上